（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　［略］

［２・３　略］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

２　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

（廃止措置終了確認証）

第六条の七の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（許可の取消し等に伴う措置）

第六条の八　［略］

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第六条の三の二第一項	法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
	前条第一項第三号から第十一号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第十一号まで
［略］		
第六条の四第一項	［略］	［略］
	法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可	法第五十七条の六第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［同上］

［２・３　同上］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

２　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

［条を加える。］

（許可の取消し等に伴う措置）

第六条の八　［同上］

２　［同上］

［同上］		
［同上］	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項
	前条第一項第三号から第八号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第八号まで
［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
	法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第五十七条の六第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可